

令和 7 年度

福島町議会
定例会 9 月会議

令和 7 年 9 月 1 6 日 (火)

議会提出議案

福島町議会

令和 7 年度福島町議会定例会 9 月会議 議会提出議案目次

番号	件 名	頁
発委 9	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	3
発委 10	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について	6

発委第 9 号

令和 7 年 9 月 1 6 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第 1 7 条第 3 項の規定により提出します。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの問題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、

地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

発委第10号

令和7年9月16日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げが続いています。他の産業では昨年と今年いずれも5%前後の賃上げがなされ、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下のとおり要請し、実施を強く求めるものです。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
2. すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
3. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善す

ること。

①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

4. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

5. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、